

# 兵庫県公報

平成25年 1月25日 金曜日 第 2460 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく業務を行う者の変更の届出（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	2
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
<b>辞 令</b>	
○ 中村 留美	6
<b>労働委員会公告</b>	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	6
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告（姫路警察署）	8

## 告 示

### 兵庫県告示第89号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 名 称 神戸アドベンチスト病院  
所在地 神戸市北区有野台8丁目4番地の1  
認定年月日 平成24年12月15日  
認定の有効期限 平成27年12月14日
- 名 称 独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院  
所在地 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号  
認定年月日 平成25年1月5日  
認定の有効期限 平成28年1月4日
- 名 称 大西脳神経外科病院  
所在地 明石市大久保町江井島1661番地の1  
認定年月日 平成24年12月20日  
認定の有効期限 平成27年12月19日
- 名 称 公立学校共済組合 近畿中央病院  
所在地 伊丹市車塚3丁目1番地  
認定年月日 平成25年1月5日

認定の有効期限 平成28年 1月 4日



**兵庫県告示第90号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第91号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年2月7日限りで消滅する。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



**兵庫県告示第91号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年2月8日から発生する。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



**兵庫県告示第92号**

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により、同法第6条に規定する業務を行う者から変更の届出があった。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
社団法人兵庫県緑化推進協会	名称	社団法人兵庫県緑化推進協会	公益社団法人兵庫県緑化推進協会	平成24年12月28日



**兵庫県告示第93号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点）2点
- 2 作業期間  
平成24年11月15日から平成25年2月10日まで
- 3 作業地域  
尼崎市大庄中通3丁目地区



**兵庫県告示第94号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成25年2月4日（月）午後2時から午後3時まで

2 場所

加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社エスエス不動産  
代表者氏名 北 川 己代治  
事務所所在地 明石市桜町4-1  
免許番号 兵庫県知事(9)第8185号  
免許年月日 平成21年2月16日



兵庫県告示第95号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 日時

平成25年2月13日（水）午後2時から午後3時まで

(2) 場所

神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室

(3) 被聴聞者

商号又は名称 有限会社ワンズワンエスト  
代表者氏名 新 井 充  
事務所所在地 神戸市東灘区本山北町3-3-19  
免許番号 兵庫県知事(6)第9075号  
免許年月日 平成19年8月22日

2 (1) 日時

平成25年2月13日（水）午後3時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室

(3) 被聴聞者

商号又は名称 有限会社さくらハウス  
代表者氏名 新 井 理 愛  
事務所所在地 神戸市兵庫区水木通一丁目5番26号  
免許番号 兵庫県知事(3)第10575号  
免許年月日 平成22年2月21日



兵庫県告示第96号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成25年1月25日から適用する。

平成25年1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表財団法人兵庫県警察協会の項中

「	同 神戸水上支部	神戸市中央区波止場町	」
	同 神戸西支部	神戸市西区糞台	」

を

「	同 神戸西支部	神戸市西区糞台	」
---	---------	---------	---

に改める。

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ケーズデンキ和田山店  
所在地 朝来市和田山町枚田476番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ケーズホールディングス  
住所 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号  
代表者の氏名 遠 藤 裕 之
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
(仮称) ケーズデンキ和田山パワフル館
    - イ 変更後  
ケーズデンキ和田山店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社ケーズホールディングス  
住所 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号  
代表者の氏名 加 藤 修 一
    - イ 変更後  
名称 株式会社ケーズホールディングス  
住所 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号  
代表者の氏名 遠 藤 裕 之
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社ヒダカ電器商会  
住所 大阪府松原市阿保3丁目5-18  
代表者の氏名 日 下 幸一郎
    - イ 変更後  
名称 株式会社関西ケーズデンキ  
住所 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号  
代表者の氏名 日 下 幸一郎
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
平成20年7月1日
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年6月29日
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成20年7月1日
- 5 届出年月日

平成24年12月 5 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成25年 1月25日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 5月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン洲本ショッピングセンター

所在地 洲本市塩屋一丁目 1 番 8 号

2 同法第 8 条第 1 項の規定により洲本市から聴取した意見の概要

(1) 店舗施設運営に関する設備については、定期的なメンテナンスを実施するとともに、必要最小限の運転を心掛け、周辺環境への静穏に引き続いて配慮をお願いしたい。

(2) 今後も引き続き敷地内緑地の適正管理に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 1月25日から 1 月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615—1

2 同法第 8 条第 1 項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

騒音予測結果は敷地境界で騒音規制基準以下であり、周辺の生活環境に与える影響は軽微なものと評価し、更なる対策は必要ないと考える。

営業時間延長後は、近隣民家への影響を軽減するため、BGM等の営業宣伝活動や操業にかかる荷さばき音及びトラックのアイドリング防止等、周辺住民の生活環境保全に十分努めるとともに、苦情が発生した場合は、誠意をもって、迅速にこれに対応すること。また、早朝における騒音の発生は苦情の原因となりやすいので特に配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月25日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やしろショッピングパーク

所在地 加東市社字柿ヶ坪1128-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により加東市から聴取した意見の概要

開店時刻が午前7時に早まることにより、通勤通学時間帯と重なるため、出入口等周辺の交通安全に配慮願いたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月25日から1月間

**辞 令**

平成25年1月9日付

中村留美

兵庫県収用委員会委員に任命する

**労働委員会公告**

**審査の期間の目標及び審査の実施状況**

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成25年における審査の期間の目標及び平成24年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成25年1月25日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

1 平成25年における審査の期間の目標

当委員会は、平成25年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

(1) 単純な団体交渉拒否事件 6月

(2) 標準的な事件 1年3月

(3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 平成24年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	1件	1件	0件

標準的な事件	13件	5件	8件
特に複雑な事件	4件	1件	3件
計	18件	7件	11件

(2) 審査期間の状況（平成24年中に終了した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	—	—	—
和解・取下げ	307日	307日	307日
総平均	—	—	307日 (約10月)

イ 標準的な事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	497日	497日	497日
和解・取下げ	302日	126日	223日
総平均	—	—	278日 (約9月)

ウ 特に複雑な事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	807日	807日	807日
和解・取下げ	—	—	—
総平均	—	—	807日 (約2年3月)

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成24年中に終了した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	備考
平成21年 (不)第14号事件	命令（一部救済）	807日	10回	7回	0回	9人 (18人)	複雑
平成23年 (不)第5号事件	命令（棄却）	497日	7回	3回	2回	4人 (8人)	標準
平成23年 (不)第9号事件	取下げ	245日	3回	0回	0回	0人 (0人)	標準
平成24年 (不)第2号事件	取下げ（関与和解）	307日	5回	0回	3回	0人 (0人)	団交拒否
平成24年 (不)第3号事件	取下げ（関与和解）	302日	6回	0回	3回	0人 (0人)	標準

平成24年 (不)第5号事件	取下げ	126日	1回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成24年 (不)第6号事件	取下げ(関与和解)	218日	6回	0回	0回	0人 (0人)	標 準

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは団体交渉拒否のみが争点となっている事件を、「標準」とは標準的な事件を、「複雑」とは主張の内容等が複雑な事件をいう。

## 警 察 本 部 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 1 月 25 日

契約担当者

兵庫県姫路警察署長 西岡敏成

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物品及び数量

平成25年度兵庫県姫路警察署車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 126,000リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 52,000リットル

ウ 軽油 予定数量 10,000リットル

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期間

平成25年 4 月 1 日 (月) から平成26年 3 月 31 日 (月) まで

##### (4) 納入場所

落札者が提供できる姫路市内に存する給油所のうち契約担当者が指定する給油所

##### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、下記アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額を減じた額の100分の5に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額の合計。

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の105分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0943 姫路市市之郷926番地5  
兵庫県姫路警察署会計課 担当 松本  
電話 (079) 222-0110 内線234

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年1月25日（金）から同年2月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月7日（木）午後2時00分  
姫路市市之郷926番地5 兵庫県姫路警察署 5階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年3月6日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月5日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者が指定する地域で給油所が確保でき、かつ姫路市内中心部に最低1箇所の休日営業が確保できる等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書等は平成25年2月8日（金）までに提出すること。

オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成25年3月6日（水）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Toshinari Nishioka, Chief of Himeji Police Station

(2) Products to be purchased:

- a. Regular gasoline           Approx.   126,000 liters
- b. High-octane gasoline   Approx.   52,000 liters
- c. Light oil                    Approx.   10,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery places:

The designated place by chief of Himeji Police Station

(5) Deadline for the application forms:

17:00 February 8, 2013

(6) Deadline for bidding:

17:00 March 6, 2013 by mail

14:00 March 7, 2013 by direct delivery

(7) Secretariat:

Mr. Matsumoto, Finance Section, Himeji Police Station

926-5 Ichinogou, Himeji, Hyogo 670-0943

TEL (079)222-0110 Ext. 234